

農業委員会制度が**変**わります!

農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日から変わりました。

矢巾町農業委員会では、**平成30年4月から新制度へ移行する**ため、
変更となる主な内容をお知らせします。



農業委員会業務の重点化

現在

【必須業務】

- ◆農地の権利異動・転用などの許認可、農地利用状況調査など

【任意業務】

- ◆担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止解消
- ◆法人化その他農業経営の合理化
- ◆農業などに関する調査および研究
- ◆農業一般に関する情報提供
- ◆農業一般に関する事項についての意見公表、行政庁への建議または諮問への答申



改正後

【必須業務】

- 農地の権利異動・転用などの許認可、農地利用状況調査など
- 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進（任意業務から必須業務へ位置付け）

【任意業務】

- 法人化その他農業経営の合理化
- 農業一般に関する調査および情報提供

農業委員の選出方法の変更

現在

- ◆選挙制と、市町村長の選任制（議会・団体推薦）の併用



改正後

- 農業委員は市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に変更となります。
- 原則として、農業委員の過半数は認定農業者とする。
- 農業者以外の者で、中立的な立場で公正な判断をする者を含むこと。
- 年齢・性別など著しく偏らないように配慮しなければならない（青年・女性の積極的な登用）。

農地利用最適化推進委員の新設

現在

- ◆農業委員が、次の①、②の活動を行う。
 - ①農地の権利異動の許可など「合議体としての決定行為」
 - ②担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など「地域における現場活動」



改正後

- 主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地など利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設する。
※遊休農地が少なく、担い手への農地集積が進んでいる市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができる。